

個別補助事業

「一般県道 加田田村線（加田工区）」の再評価

●委員

当該道路整備後、拠点施設へのアクセスに高速道路を利用する場合は高速道路料金が追加されると思うが、走行経費減少便益には考慮されているのか。

○事務局

高速道路料金を考慮した交通量を推計して、走行経費減少便益を算定している。

●委員

ルート変更だけで便益が大きく上がったのはなぜか。費用便益分析の前提条件が大きく変わったのではないか。

都市計画決定はどうなるのか。

○事務局

ルート変更したことで SIC を利用する交通量が増えたことが影響している。

費用便益条件の前提条件は、前回（R4）からルートのみ変更している。

今回の事業では、都市計画決定を行う予定はない。

●委員

産業用地（候補地）が今回の費用便益分析の算定に影響しているのか。

○事務局

今回の費用便益分析の算定に産業用地（候補地）による影響は加味していない。

●委員

「滋賀県公共事業再評価実施要綱」①～⑤のいずれにも該当しないが再評価をおこなってもよいのか。

○事務局

新規事業化の評価委員会時点から事業が進んでいるわけではなく、ルートのみ変更が生じた状態であるため、新規事業化と同様の扱いとしている。ただ、既に一度補助採択を受けており、評価委員会にて審議いただいているので、今回は再評価という扱いで整理している。